

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年5月から44年3月までの期間及び45年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年4月まで
② 昭和43年5月から44年3月まで
③ 昭和45年9月

私は、20歳の時から国民年金に加入し、銀行又は郵便局で保険料を納めてきたにもかかわらず、未加入及び未納とされている期間があることに納得できない。

昭和45年9月分については、45年4月から同年9月までの6か月分を郵便局で納付しており、領収書も所持している。当時は、3か月ごとに納付を行っている中で、1か月だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③について、申立人は、申立期間を含む昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、当該領収書の保険料の額は、申立期間の途中で保険料額が改正されているにもかかわらず、改正前の保険料額により納付書・領収証書が作成され、これにより納付し、不足分の保険料額も再度、誤った額で納付書・領収証書が作成されているが、これらの納付書は、当時行政庁が真正に作成したものと認められ、申立人は納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、加入手続後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

加えて、自ら加入の必要性を認識し国民年金に加入したにもかかわらず、当

該年度が未納となっていることは不自然であるとともに、当時、申立人は国民年金保険料を納付するのに十分な資力があつたものと推測され、申立期間前後を通じて申立人の仕事や住所など、生活状況に変化は認められないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したとする主張に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人の資格取得が昭和43年5月2日となっている上、申立人の所持する国民年金手帳においても申立人の資格取得が同日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から44年3月までの期間及び45年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月9日から同年8月1日まで

A事業所において、昭和59年5月1日から60年3月31日までの辞令により勤務していた。しかし、昭和59年7月9日に産休に入った日をもって資格喪失されているが、同年7月分の給与から健康保険・厚生年金保険料が源泉徴収されているので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与袋及び申立人の詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和59年5月1日から同年7月までA事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和59年7月分の給与から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間について、A事業所に勤務していたが、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について、A事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間について、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該期間は農林共済組合の期間であったが、申立人の加入記録は見当たらない。

さらに、B農業協同組合連合会で保管している昭和 46 年 8 月 1 日のA事業所の名簿から、申立人は同事業所で研修医として勤務していたことが確認でき、同事業所によると、「当時、A事業所とB農業協同組合連合会との契約において、研修医については厚生年金保険に加入させることにしておらず、また、勤務期間が1年以上であれば、農林共済組合に加入させていたが、申立人は半年間の勤務医としての勤務であったので加入していなかった。」としている。

加えて、申立人が挙げる同僚もA事業所における厚生年金保険及び農林共済組合の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 50 年 8 月まで

私は、申立期間について、A事業所に勤務していたが、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について、A事業所に勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間について、A事業所は共済組合に加入しており、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同事業所によると、「当時、正規社員については共済組合に加入させていたが、個人の請負業務として勤務していた場合には、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

さらに、申立人はA事業所において請負として勤務し、同事業所から健康保険証を受けておらず、前職のX事業所の健康保険証を使用していたとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 3 日まで

私は、申立期間①において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。しかし、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、私は、申立期間②において、A社に勤務しており、厚生年金保険の加入記録はあるが、私が記憶している給与の額は5万円弱ぐらいであったのに、社会保険庁の標準報酬月額は1万6,000円となっており、少なすぎるので、調査をした上で正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、県公文書館が保管している渡航記録によると、申立人が昭和38年9月16日にB港行きに乗船しており、これが初めての本土への渡航であるとしていることから、申立期間の過半について、A社に勤務していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和38年11月1日の資格所得日を除き、申立期間①を含む38年5月15日から同年11月1日までの厚生年金保険の資格の取得状況を調査したところ、整理番号に欠番は無く、申立人が厚生年金保険被保険

者として適用されていた事実は確認できない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた額を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い上、申立期間におけるA社の人事記録、給与支払簿などの資料も保存されていない。

また、申立人の主張する給与額は、A社における直属上司の標準報酬月額との2倍近い額であり、当時の社長の標準報酬月額と近いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所に保管する健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、記録の相違は無く、社会保険事務所の事務手続にも不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額が低く記録されている事実がうかがえる周辺事情、関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 26 日から 56 年 12 月 1 日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたが、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の同僚等の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が同社で勤務していたことは確認できるが、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立期間において、申立人はA社の契約社員として勤務していたとしているが、同社の社会保険事務担当者等によると、「当時、A社の正社員については厚生年金保険に加入していたが、契約社員については厚生年金保険に加入していたかどうか不明である。」と証言している。

さらに、A社における昭和54年9月から58年7月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が確認できない。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ部署で同じ業務に従事していた複数の契約社員の同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者として確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 2 月 19 日まで

私は、昭和 57 年 11 月から申立期間を含めA社に勤めており、私の記憶では2度目に入社して2年後ぐらいで部長になり、給与が 35 万円になったと思うが、社会保険庁の標準報酬月額記録は 30 万円となっているので、調査した上で正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた額を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、申立期間におけるA社の人事記録、給与支払簿等の資料も事業所解散のため保存されていない。

また、A社における申立人の標準報酬月額は、同社における同僚の標準報酬月額より高くなっているほか、申立人の主張する給与額は、当時の社長が受け取っていたと証言する実際の給与額より高い金額となっている。

さらに、A社における申立人の役職については、同社の法人登記簿や社長及び同僚の証言からも確認できず、申立人の主張においても「仕事は現場監督もしており、給与は定額ではなく、残業手当も付いた。」としている。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額が低く記録されている事実がうかがえる周辺事情、関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 23 日から 18 年 9 月 30 日まで
私がA事業所で勤務していた平成 14 年 7 月 23 日から 18 年 9 月 30 日までの報酬額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違しているため、実際に支払いを受けた報酬額に基づく標準報酬月額への訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することになる。

申立人の保管する給与明細書において確認できる平成 15 年 12 月から 16 年 2 月まで及び同年 6 月の支給合計額 35 万円に見合う標準報酬月額は 36 万円であり、一方、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料 7,469 円に見合う標準報酬月額は 11 万円である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の平成 14 年 7 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額が 11 万円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

さらに、B市が保管する申立人に係る平成 16 年分給与支払報告書により、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に対応した厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたことが確認できるとともに、給与明細書及び源泉徴収票で確認できない申立期間についても社会保険事務所の標準報

酬月額の記事に不自然さは無い。

これまで収集した関連資料及び周辺事情について総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。